

【協議（6）】豊山町地域公共交通計画の策定について

1 改定の趣旨

現行の豊山町地域公共交通計画（第二次豊山町地域公共交通網形成計画）は、地域公共交通活性化再生法に基づき、令和2年3月に策定されたもので、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となっている。このため、令和7年度以降を見据えた新たな地域公共交通計画を今年度中に策定する必要がある。

策定にあたっては、法定協議会である「豊山町地域公共交通会議」にて協議を行う。また、名古屋大学大学院環境学研究科との学術コンサルティング契約を締結し、策定支援を依頼する予定である。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度の5年間

3 調査等実施内容（予定）

- ・現計画の評価、課題分析
- ・基本情報の更新
- ・住民ニーズ、利用実態、アンケート調査
- ・OD調査（北ルート、南ルート）
- ・公共交通に関する現況把握
- ・交通事業者へのヒアリング
- ・調査結果の分析、課題の整理
- ・計画の成果指標の設定
- ・地域懇談会の開催 等

4 策定スケジュール

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 地域公共交通計画策定	(1) 現計画の評価、課題分析												
	(2) 交通事業者ヒアリング												
	(3) OD調査												
	(4) 利用実態アンケート調査												
	(5) 次期計画の成果指標の設定												
	(6) 地域懇談会												
	(7) 素案作成												
	(8) パブリックコメント												
	(9) 公表・関係機関への送付												
2	地域公共交通会議(本会議)												
3	地域公共交通会議(幹事会)												
会議・幹事会		内容(案)											
第1回	地域公共交通会議(本会議)	6月14日	計画策定確認										
第2回	地域公共交通会議(本会議)	11月	計画素案の提示										
第3回	地域公共交通会議(本会議)	2月	計画の決定										
第1回	地域公共交通会議(幹事会)	10月	地域公共交通計画の骨子の提示										